社会福祉法人彦根市社会福祉協議会　見守り合い活動推進助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が実施する見守り合い活動推進助成金交付事業について必要な事項を定め、市内において住民主体による地域サロンや友愛訪問等（以下、「見守り合い活動」という。）に取り組む自治会を対象に、見守り合い活動の立ち上げおよびスタッフ等関係者による活動の振り返り会の開催に対し助成金を交付することにより、市内における見守り合い活動の定着および拡充を図ることを目的とする。

（助成対象）

第２条　この要綱により助成する対象は、市内にある自治会とし、次の要件のすべてを満たしているものとする。

(1)　自治会または自治会が認める団体（当該自治会内のボランティアグループ、老人会等）が主体となって、見守り合い活動を概ね月１回以上開催すること。

(2)　見守り合い活動後に、関係者（活動に携わるスタッフおよび自治会長または役員等（福祉委員またはそれに該当するものが自治会に設置されている場合はそれらも含む。））による振り返り会を少なくとも３箇月に１回の頻度で開催すること。

（助成金の額および対象経費）

第３条　この要綱による助成金の額および対象経費については、別表のとおりとする。

（交付申請）

第４条　この助成金を受けようとする自治会は、見守り合い活動推進助成金交付申請書（様式第１号）を本会会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。なお、助成金の交付申請日において、既に当該年度における見守り合い活動の立ち上げおよびスタッフ等関係者による活動の振り返り会の開催が完了または開始している場合であっても、会長が適当と認めるものについては助成対象とする。

（交付決定）

第５条　会長は、前条の交付申請書を受理したときは、申請内容を審査し、適当と認めたときは、見守り合い活動推進助成金交付決定通知書（様式第２号）により申請者へ通知するものとする。

（助成金の概算払）

第６条　会長は、助成金の交付の目的を達成するため、助成金を概算払により交付するものとする。

２　概算払を受けようとする助成対象自治会は、前条の通知後、見守り合い活動推進助成金交付請求書（様式第３号）を提出しなければならない。

３　会長は、前項の交付請求書を受理したときは、助成金額を概算払するものとする。

（実績報告等）

第７条　助成金の交付を受けた自治会は、見守り合い活動推進助成金実績報告書（様式第４号）に関係書類を添えて、当該年度終了後、指定する期日までに会長へ提出しなければならない。

２　報告のあった内容は、個人情報を除き本会広報紙、ホームページ、ツイッターおよびフェイスブック上で広く市民に公開することがある。

（助成金の返還等）

第８条　会長は、助成金を受けた自治会が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の全額または一部の返還を命ずることができる。

　(1)　関係者による活動の振り返り会の開催が申請した回数を下回ったとき

　(2)　虚偽の申請、その他不正な手段により助成金を受けたとき

　(3)　助成金を目的外に使用したとき

　(4)　その他、本要綱に違反したとき

（帳簿等の整理保存）

第９条　助成金を受けた自治会は、活動に係る収入および支出の状況を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、かつ、これらの帳簿および書類を助成が終了した次年度から３年間保存しなければならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成２８年１１月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 助成金の額 | 対象経費 |
| 見守り合い活動の立ち上げ | ５０，０００円を上限。  （千円未満切捨て）  １自治会につき１回限り。 | 見守り合い活動の立ち上げに直接要する経費とし、次の各号のいずれかに該当するものに限る。  (1)消耗品費：周知チラシ用紙代等  (2)印刷製本費：周知チラシ印刷代等  (3)備品費：机、イス、パソコン、ラジカセ、ビブス等  (4)設置工事費：会場のトイレの洋式化、会場内の手すりの設置費用等 |
| 関係者による振り返り会の開催 | 開催１回につき２，０００円。  １月につき上限１回。 | 特に用途を問わない。  （活動奨励金として交付するため） |